

正誤表及びデータの更新について

「二章 第二十節 出願審査の請求の手数料の減免」における「減免対象者及び措置内容一覧」の参照頁につきまして誤りがございました（該当頁：p353）。お詫びして訂正させていただきます。

なお、特許庁ウェブサイトに掲載している本冊子については修正を反映させていただきました。

減免対象者	正	誤	措置内容 (審査請求料)
1. 中小企業（会社）	354	358	1 / 2 に軽減
2. 中小企業（個人事業主）	358	362	
3. 中小企業（組合・NPO 法人）	362	366	
4. 中小ベンチャー企業（法人・個人事業主）	368	372	1 / 3 に軽減
5. 小規模企業（法人・個人事業主）	371	375	
6. 研究開発型中小企業（法人・個人事業主）	375	378	1 / 2 に軽減
7. 法人税非課税中小企業（法人）	383	386	
8. 個人（市町村民税非課税者等）	386	389	免除又は 1 / 2 に軽減
9. 大学等の研究者、大学等	390	393	1 / 2 に軽減
10. 独立行政法人	393	396	
11. 公設試験研究機関	396	399	
12. 地方独立行政法人	398	401	
13. 承認 TLO	400	403	
14. 試験独法関連 TLO	402	405	
15. 福島復興再生特別措置法の認定福島復興再生計画に基づいて事業を行う中小企業（法人・個人事業主）	405	408	1 / 4 に軽減